

答 申

第 1 審査会の結論

沖縄県教育委員会教育長(以下「実施機関」という。)が行った公文書不存在による不開示決定は妥当であったが、公文書部分開示決定は妥当ではなく、別表のとおり部分開示すべきであった。

第 2 質問の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成 28 年 10 月 17 日付けで、沖縄県情報公開条例(平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。)第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、平成 27 年 10 月、県下の特定市(以下「市」という。)の児童が自殺した件の情報一切について、公文書開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、5 件の公文書を特定し、平成 28 年 11 月 4 日付けで公文書部分開示決定(以下「当初の処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

また、当初の処分を不服として、平成 28 年 11 月 22 日付けで審査請求が行われ、当該審査請求が質問されなかったことから、平成 29 年 3 月 21 日付けで不作為の審査請求(以下併せて「当初の審査請求」という。)が行われた。

当初の審査請求を受けて実施機関は、改めて別表の 1 から 30 の文書(以下「本件公文書」という。)を特定し、平成 29 年 3 月 31 日付けで公文書部分開示決定(以下「本件処分 1」という。)を行い、保有していない公文書については、平成 29 年 4 月 6 日付けで公文書の不存在による不開示決定(以下「本件処分 2」という。)(以下「本件処分 1」及び「本件処分 2」を併せて「本件処分」という。)を行い、審査請求人へ通知した。

3 当初の審査請求及び本件審査請求に至る経緯

審査請求人は、本件処分を不服として、平成 29 年 4 月 19 日付け

で、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

なお、当初の審査請求については、平成29年6月29日付け沖縄県教育委員会教育長諮問1号及び2号により沖縄県情報公開審査会(以下「審査会」という。)へ諮問され、平成30年3月30日沖縄県情報公開審査会答申第93号で判断している。

4 諒問

実施機関は、本件審査請求について、条例第21条の規定により、平成29年6月29日付け沖縄県教育委員会教育長諮問3号で審査会に諮問した。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

不開示とされた情報の抽象的な性質を通知することを求める。

決定がなされたら、直ちに通知することを求める。

沖縄県教育委員会教育長の平成29年4月6日付けの審査請求人に対する公文書の不存在による不開示決定が、沖縄県教育委員会教育長の平成29年3月31日付けの審査請求人に対する公文書部分開示決定処分よりも6日も遅れてなされた理由を明らかにされたい。

2 審査請求の理由(要旨)

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

本件決定では、当初の審査請求時に指摘した、市を管轄する沖縄県島尻教育事務所と沖縄県教育委員会の電話の記録が特定されたようであるが、同教育事務所が担当課に含められていない。担当課の特定は文書の特定に含まれるため、当然に審査請求の対象となるものである。同所を担当課として特定すべきである。また、裁判記録や県や市の弁護士とのやり取りなどがあれば、それらも当然に特定すべきである。

審査請求人が当初の通知書を受け取った後の架電時に、市を管轄す

る沖縄県島尻教育事務所と沖縄県教育委員会の電話の記録が別の開示請求者により請求されて開示を実施している旨を伝達したところ、本件担当課の担当者は、市に対して請求するように強弁するだけで、文書の特定漏れを認めてなお、決定の取消をする意思がないことを示した。

また、その架電時に、「当初の処分で特定された文書以外の文書は、市の第三者委員会で検証中だから情報公開の対象に含まれない」旨を再三主張してきた。それは条例第2条第2項、第38条に違反する。たとえ情報公開の対象外と判断されたとしても、適用されなかった文書の名称等を通知し、条例第2条第2項や第38条に該当するのか、またはその理由等を通知すべきであった。

なお、本件処分でその一部が特定されたようであるが、従前の対応からも、本件で特定された文書で特定が尽くされているとは、到底考えられない。

不開示部分は、いずれも条例第7条第2号、第6号、第7号に該当しないか、たとえ該当したとしても同号ただし書き全てに該当する。

不開示部分は、いずれも条例第9条に該当する。

本件通知書の記載は、不開示情報を開示しない限度において、可能な限り情報の抽象的な性質を通知書に記載することを義務づけた条例第14条第1項に違反する。

当初の処分において、架電時の本件担当課の担当者は、当初の対象文書は基本的に市から受け取った文書だから、沖縄県にではなく市に請求するように強弁した挙句、「第三者委員会が審議しているから他の文書は出せません」と口頭で伝えてきた。それならば、その旨を通知書に記載すべきであった。

本件原処分は、当初処分同様に、市の児童に対するいじめを隠蔽することに他ならない。実際、学校名を公表していなくとも、情報公開請求に対しては開示すべきであり、また、そもそも学校名は情報公開請求によらずとも最初から公表して然るべきであった。そして何よりも、明らかに公務員の氏名が不開示とされており、理由説明の再度の不備を考え合わせても、明らかに審査請求人の開示請求権ないし知る権利を侵害している。

本件では、不作為の審査請求人の審査請求を経たことにより、ようやく特定がなされた旨を明記するとともに、当初の決定通知書やその

開示文書や審査請求書と不作為の審査請求書についても、本件の諮問時に審査会に提出することを求める。

本件の処分、当初の処分、長期にわたる諮問遅延、一連の対応はいずれもいじめの隠蔽として行われたものであり、条例第1条、3条、5条、7条柱書、8条各号、9条、11条各項、12条1項、14条各項、21条1項、31条、32条、35条、36条並びに日本国憲法15条2項、21条1項に違反している。

第4 実施機関の弁明書（要旨）

1 本件処分の具体的理由

実施機関の提出した弁明書によれば、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

特定した資料に個人を識別できる情報が記載されているため、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号に該当するため、不開示とした。

また、現在、第三者委員会が検証中であり、情報開示により審議に影響を与えるおそれがある。これは、条例第7条第6号に規定する県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体等の機関の内部又は相互間ににおける審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、不開示とすることができる情報に該当する。

また、条例第7条第7号に規定する県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため不開示とした。

平成29年4月6日付教義第34号「公文書の不存在による不開示決定通知書」に記載されている第2項掲載の「開示請求に係る公文書を保有していない理由」以外の文書は存在しないにもかかわらず、審査請求人から審査請求があり、それ以外の文書の提示は困難である。

2 審査請求に対する弁明

平成29年4月6日付けの審査請求人に対する教義第34号の公文書の不存在による不開示決定処分が、平成29年3月31日付教義第1548

号の公文書部分開示決定処分よりも6日も遅れた理由については、審査請求人の公文書を請求した内容の量が膨大なため、請求書類の特定と事務手続にかなりの時間を要したためである。

県教育委員会と島尻教育事務所との電話の記録に関しては、平成29年3月31日付教義第1548号公文書部分開示決定通知書で既に部分開示済だが、島尻教育事務所を担当課として特定していないと、審査請求人が指摘しているが、島尻教育事務所は県教育委員会の出先機関であるため、同事務所は県教育委員会と行政上の立場は同等である。

市の小学校職員については、任命権者は沖縄県教育委員会であるが、服務監督権は市町村教育委員会にあり、指導的立場も市町村教育委員会にある。また、「いじめ防止対策推進法」によれば、いじめに関する事案は、市町村立学校の場合、設置者である市町村の対応とあり、この事案に関しても市町村教育委員会が情報を有している。

事案が発生した小学校名の公表については、条例第7条第6号、第7号に該当し、公表された場合、当該小学校の児童、保護者へ不利益を及ぼすおそれがあるため不開示とした。

公務員の氏名を不開示としているのは、本事案の関係者の方々が、当時、本事案の対応で、周囲からの誹謗中傷等で精神的な苦痛を感じたことによる。今後公表されることにより、さらなる精神的苦痛が生じ、関係者に不利益を及ぼすおそれがある。

現在、県教育委員会が保有している文書名、及び現在、情報公開できない理由等に関しては、平成29年3月31日付けの公文書部分開示決定通知書で通知済である。

条例第14条第2項に定める公文書の開示をすることができる時期については、平成29年3月31日付けの部分開示決定通知書に記載している。

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書について

本件公文書は、別表に記載する1から30までの文書である。

審査会から実施機関へ不開示理由について改めて確認したところ、条例第7条第2号又は第6号には該当することであり、第7条第7号には該当しないとのことであった。

よって、以下では、実施機関が不開示とした部分について、第7条

第2号及び第6号該当性を判断する。

2 本件処分1について

(1) 別表記載の文書1～10について

条例第7条第2号は、個人の権利利益の十分な保護を図るための個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを不開示とすることを規定している。

また、同号ただし書には、個人に関する情報であっても公にすることができる場合について定められており、ア 法令等の規定により慣行として公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、財産を保護するために公にする必要がある情報、ウ 公務員の職及び氏名及び職務の遂行の内容に係る情報、これらのいずれかに該当する場合は、限定的に開示することができるものとされる。

実施機関は、別表の1から10までの文書について、「児童名」、「児童の学年・学級」、「発信者名」、「受信者名」、「学校名」、「児童の年齢・生年月日」、「児童の性別」、「県職員名」、「市職員名」、「両親の姓」について、条例第7条第2号に該当し、当該情報を開示することにより特定の個人が識別されるため（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるおそれがあるものを含む。）、不開示としている。

当審査会が見分したところ、「児童名」、「児童の学年・学級」、「学校名」、「児童の年齢・生年月日」、「児童の性別」、「両親の姓」を公にした場合、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第7条第2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、「発信者名」、「受信者名」、「県職員名」、「市職員名」については、電話の通信記録が公務員の職務遂行上作成されたことが明らかであるため、条例第7条第2号ただし書きウに規定する公務員等の職及び氏名に該当し、開示すべきである。

(2) 別表記載の文書 12~30について

条例第7条第6号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを不開示にすることができると規定している。

実施機関は、別表の12から30までの文書について、条例第7条第2号、第6号に該当し、全て不開示としている。

当審査会が見分したところ、別表の12から30までの文書において、公にすることにより、当該児童及び児童の保護者の特定に繋がるおそれがある情報や、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるおそれがある情報、また市の第三者委員会における審議に影響を及ぼすおそれがある情報が記載された箇所については、条例第7条第2号及び第6号に該当することが認められるものの、それ以外は開示すべきであったと認められる。

よって、当該不開示を維持すべき部分を除く部分については開示すべきであるから、別表記載のとおり判断する。

3 本件処分2について

実施機関へ特定した文書以外の文書の存否について改めて保有の有無を確認させたところ、実施機関は特定文書以外で該当する文書は存在しなかったとしている。

実施機関の当該再検索の方法について、不合理・不自然な点は認められないことから、その結論は妥当であり、特定文書以外の文書は存在しないことが認められる。

4 本件処分における理由付記について

理由付記については、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保して、その恣意を抑制するとともに、不開示理由を開示請求者に知らせることによって、審査請求に便宜を与える趣旨から設けられているものである。

しかしながら、本件処分1においては、実施機関は特定した文書ごとの根拠規定を明記せず、区分することなく一律に条例第7条第2号、第6号に該当すると判断しており、こうした理由の提示は不適切であったといわざるを得ない。

今後、実施機関においては条例の趣旨・目的を十分に理解し、適正な情報公開事務の処理に努めるよう望むものである。

以上から、「第1 審査会の結論」とおり判断する。

沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
赤嶺 真也	弁護士	
井上 祯男	琉球大学教授	会長
上江洲 純子	沖縄国際大学教授	
植松 孝則	弁護士	会長職務代理者
儀部 和歌子	弁護士	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成29年 6月30日	諮詢書受理
平成29年 7月24日	審議 (第278回)
平成29年 7月24日	審査請求人から意見書の受理
平成29年 8月30日	審議 (第279回)
平成29年 10月 2日	審議 (第280回)
平成29年 10月30日	審議 (第281回)
平成29年 11月27日	審議 (第282回)
平成30年 1月31日	審議 (第283回)
平成30年 2月20日	審議 (第284回)
平成30年 3月20日	審議 (第285回)
平成30年 4月26日	審議 (第286回)
平成30年 5月17日	審議 (第287回)
平成30年 7月24日	審議 (第290回)
平成30年 8月 7日	審議 (第291回)

別表

文書No	本件公文書名	実施機関の決定			審査会の判断	不開示とする根拠規定
		決定内容	不開示とした根拠規定	実施機関が不開示とした部分		
1	〇〇さんに関するアンケート(案1)			児童名 児童の学年	不開示	第7条第2号
2	〇〇さんに関するアンケート(案2)			児童名	不開示	第7条第2号
3	電話通信用紙 (平成27年10月13日) 第1報	【条例第7条】 ①第2号(当該情報に含まれる名称を開示することにより、特定の個人が識別されるため) ②第6号(機関内部又は相互間における審議、検討、又は協議に関する情報であり、公にすることにより率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため) ③第7号(当該情報に含まれる名称を開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)		発信者名 受信者名 学校名 児童の学年・学級 児童名 児童の年齢・生年月日 児童の性別	開示 不開示	— 第7条第2号
4	電話通信用紙 (平成27年10月15日) 第2報			発信者名 受信者名 学校名 児童の性別 県職員名 市職員名	開示 不開示	— 第7条第2号
5	電話通信用紙 (平成27年10月15日) 第3報			発信者名 受信者名 学校名 児童の性別 県職員名	開示 不開示	— 第7条第2号
6	電話通信用紙 (平成27年10月16日) 第4報			発信者名 受信者名 学校名 児童の性別 県職員名	開示 不開示	— 第7条第2号
7	電話通信用紙 (平成27年10月20日) 第5報			発信者名 受信者名 学校名 児童の性別 県職員名	開示 不開示	— 第7条第2号
8	電話通信用紙 (平成27年10月21日) 第6報			発信者名 受信者名 学校名 児童の性別 県職員名	開示 不開示	— 第7条第2号
9	電話通信用紙 (平成27年11月6日) 第7報			発信者名 受信者名 学校名 児童の性別 県職員名 両親の姓	開示 不開示	— 第7条第2号
10	電話通信用紙 (平成27年11月9日) 第8報			発信者名 受信者名 学校名 児童の性別 県職員名 市職員名 両親の姓	開示 不開示	— 第7条第2号
11	新聞報道	全部開示	-	-	-	-

文書No	本件公文書名	実施機関の決定		審査会の判断			
		決定内容	不開示とした根拠規定	判断	開示箇所	不開示箇所	不開示とする根拠規定
12	<アンケート>安心して過ごせる学校をめざして(3~6年生用)児童の回答	【条例第7条】 ①第2号(当該情報に含まれる名称を開示することにより、特定の個人が識別されるため) ②第6号(機関内部又は相互間における審議、検討、又は協議に関する情報であり、公にすることにより率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため) ③第7号(当該情報に含まれる名称を開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)	不開示	部分開示	タイトル 月日 本文 質問項目	児童の学年・学級 選択肢欄 直筆欄	条例第7条第2号、第6号
13	・児童生徒の事件等報告書【第1報について(平成27年10月20日)】 ・児童生徒の事件等報告書【第1報について(平成27年10月22日)】				タイトル 各項目名 市名 県担当課名 担当者名 電話番号 FAX番号	「1.事件等の概要」の内容 「2.発生日時」の内容 「3.発生場所」の内容 「4.」の学校、学年、性別、年齢、名前 「5.学校の概要」の内容 「6.事件等の経緯」の内容 「7.児童生徒に関すること」の内容 「8.事件前後の対応」の内容	条例第7条第2号、第6号
14	【生徒指導】緊急連絡第四報				タイトル 報告期日 市名 各項目名	学校名 校長名 内容	条例第7条第2号 条例第7条第2号、第6号
15	T小学校に関わる情報				右記以外	両親の姓 第三者委員会の学識経験者の氏名	条例第7条第2号
16	豊見城市長へのメール文				右記以外	市長個人のメールアドレス 学校名 児童の学年	条例第7条第2号
17	11/13 AM8:40頃 父親よりTELあり 校長を指名				タイトルのみ	電話の内容	条例第7条第2号、第6号
18	両親、学校、委員会の三者会談(いじめアンケートの件)				右記以外	児童の学年と学級 両親、市教育長、校長の発言記録	条例第7条第2号 条例第7条第2号、第6号
19	校長先生との調整事項				タイトルのみ	調整内容	条例第7条第2号、第6号
20	市いじめアンケート(安心して過ごせる学校をめざして)の実施について(依頼)				右記以外	県担当職員のメールアドレス	条例第7条第2号
21	第三者委員会の委員、任期、報酬等				右記以外	旧第三者委員会委員の一覧表(氏名、所属等)	条例第7条第2号、第6号
22	学校に対する要望書				タイトルのみ	要望内容	条例第7条第2号、第6号
23	平成27年12月2日 16:00 三者会議記録				右記以外	両親の姓 両親、市教委、学校の発言記録	条例第7条第2号、第6号
24	学級保護者会のお知らせ				右記以外	学校名 校長名	条例第7条第2号
25	12/10 PM7:20頃				右記以外	発言記録	条例第7条第2号、第6号
26	12/10 電話での要望書への回答の件				右記以外	学校名 校長名 児童の父親名 話し合いの内容 イニシャル	条例第7条第2号 条例第7条第2号、第6号 条例第7条第2号
27	これまでの〇〇さんとのやりとりの記録				タイトルのみ	両親の姓 やりとりの内容	条例第7条第2号 条例第7条第2号、第6号
28	第3回豊見城市いじめ問題専門委員会(記録)				タイトルのみ	記録内容	条例第7条第2号、第6号
29	市教育委員会への要望				タイトルのみ	要望内容	条例第7条第2号、第6号
30	遺族弁護士からの審査請求書				右記以外	学校名 校長名 両親の氏名 代理人の氏名・事務所名・住所・電話番号・印影 請求内容 話し合い内容	条例第7条第2号 条例第7条第2号、第6号